



# 年金Q&A Vol.12

## Q

私は、昭和30年12月生まれの地方公務員です。私の場合、老齢厚生年金の支給開始年齢は62歳であるとのことですが、支給開始年齢前から老齢厚生年金の繰上げ支給を受けられる制度があると聞きました。これはどのような制度ですか。

## A

昭和28年4月2日以降に生まれた方については、60歳に達した以降、繰上げの請求をすることにより、老齢厚生年金を支給開始年齢前に受けることができます。

繰上げ支給の老齢厚生年金の年金額は、繰上げ請求をした月からその方の生年月日に応じた支給開始年齢に達する月の前月までの月数について、1ヶ月あたり0.5%（1年あたり6%）減額されます（図1）。

また、繰上げ支給の老齢厚生年金は、次のような制約等がありますので、繰上げ請求に当たっては、その制約等を理解していただき、その請求については慎重にお願いします。

- ・繰上げ請求後は、その決定を取り消すことができず、生涯減額された年金額となること。
- ・繰上げ請求する場合は、受給資格を有する他の年金（老齢基礎年金（※）、公務員期間以外の期間で発生した老齢厚生年金等）の繰上げ請求を同時に行わなければならないこと。
- ・繰上げ請求後は、事後重症などによる障害厚生年金、障害基礎年金を請求することができないこと。
- ・繰上げ請求後は、原則、老齢厚生年金の障がいの特例や長期在職者の特例に該当しても、これらの適用は受けることができないこと。
- ・繰上げ請求後は、国民年金に任意加入できないこと。

※ 老齢基礎年金の支給開始年齢は65歳です。60歳から繰上げを受けると、30%（0.5%×12月×5年）減額となりますので、ご注意ください（図2）。

図1 老齢厚生年金を繰上げた場合と繰上げしない場合との比較

生年月日	老齢厚生年金 受給開始年齢	繰上げをした場合の、繰上げ年齢ごとの ・老齢厚生年金の減額率（上段） ・繰上げしない場合との受給総額逆転年齢（下段）				
		60歳から 繰上げ	61歳から 繰上げ	62歳から 繰上げ	63歳から 繰上げ	64歳から 繰上げ
昭和28年 4月2日 ~ 昭和30年 4月1日	61歳	6%減額 76歳8ヶ月				
昭和30年 4月2日 ~ 昭和32年 4月1日	62歳	12%減額 76歳8ヶ月	6%減額 77歳8ヶ月			
昭和32年 4月2日 ~ 昭和34年 4月1日	63歳	18%減額 76歳8ヶ月	12%減額 77歳8ヶ月	6%減額 78歳8ヶ月		
昭和34年 4月2日 ~ 昭和36年 4月1日	64歳	24%減額 76歳8ヶ月	18%減額 77歳8ヶ月	12%減額 78歳8ヶ月	6%減額 79歳8ヶ月	
昭和36年 4月2日 ~	65歳	30%減額 76歳8ヶ月	24%減額 77歳8ヶ月	18%減額 78歳8ヶ月	12%減額 79歳8ヶ月	6%減額 80歳8ヶ月

図2 老齢基礎年金を繰上げた場合と繰上げしない場合との比較

老齢基礎年金 受給開始年齢	繰上げをした場合の、繰上げ年齢ごとの ・老齢基礎年金の減額率（上段） ・繰上げしない場合との受給総額逆転年齢（下段）	60歳から 繰上げ	61歳から 繰上げ	62歳から 繰上げ	63歳から 繰上げ	64歳から 繰上げ
		老齢基礎年金 の減額率	65歳	30%減額 76歳 8ヶ月	24%減額 77歳 8ヶ月	18%減額 78歳 8ヶ月

（参考：平成26年簡易生命表）

平均寿命	男80.50歳	女86.83歳
60歳生存者の平均寿命	男83.36歳	女88.68歳
65歳生存者の平均寿命	男84.29歳	女89.18歳
70歳生存者の平均寿命	男85.49歳	女89.81歳

（執筆／地方職員共済組合）